



# 宮 崎 県 公 報

令和2年7月6日(月曜日) 第 120 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の解除……………(環境管理課) 1
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
- 民有林の保安林の指定(2件)……………( “ ) 1
- 民有林の保安林の指定の解除予定(2件)……………( “ ) 2
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2

### 公 告

- 宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(妊・働・放課課) 3
- 県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(みやざき文化振興課) 4
- 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(福祉保健課) 4
- 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 5
- 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理

頁

- 者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 6
- 宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………( “ ) 7
- 宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。)の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(森林経営課) 8
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(6件)……………(商工政策課) 9
- 県立農業大学校(農業総合研修センターに限る。)及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(農業経営支援課) 16

### 人事委員会公告

- 令和2年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び令和2年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施……………17
- 令和2年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施……………17

### 教育委員会告示

- 令和3年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱……………17

## 告 示

### 宮崎県告示第 565号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和元年宮崎県告示第 526号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地  
別図のとおり(延岡市松山町1番4の一部、4番5の一部、4番6の一部)  
(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項に係る基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
汚染土壌の掘削による

### 宮崎県告示第 566号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
令和2年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲンカ谷5797-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 567号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字星ノ久保5503-8、5504-1、5553、5554-1、5554-3、字古家5557-1、5595、字中水流5601-6から5601-9まで、5601-11、5601-13、5613-1、5613-4、5616、5619、5620-1、5620-3、5621、字焼谷5852、5860、5862から5865まで、5866-1、5866-4、5866-5、5867から5874まで、5878、5880から5884まで、5887、字空松6053-1、6053-3、6053-8、6053-10、6053-12から6053-15まで、6053-17、字鉾先6054-1、6054-3、6055-1、6055-3、6055-4、6055-6、6055-8、6056、6057-5、6065、6070-1、6070-3、6071、6074-1、6077、6082、6084から6087まで、6089、6091-1、6094-1、6094-3、6095、6098-4、6103-1、6103-3、6104-1、6105から6107まで、字尾椎6110-2、6120-2、6130、6131、6137、6138-1、6138-2、6141、6142、6147、6148、6152-1、6152-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字中水流5601-9・5601-11・5601-13・字尾椎6130（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 568号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字伊比井字向鶯巣2854-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字向鶯巣2854-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 569号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字山ノ口2986-56
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 570号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字若松山3052-26
- 2 民有林の保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 571号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年7月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番37地先から同郡同村同大字同字1149番37地先まで	旧	5.9～35.0	376.5
				新	12.8～62.1	374.8

宮崎県告示第 572号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年7月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字横野 2120番1地 先から同郡 同村同大字 同字2120番 1地先まで	旧	5.1～ 9.3	36.6
				新	5.8～ 15.4	36.6

## 宮崎県告示第 573号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年7月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1066番1地 先から同郡 同村同大字 同字1068番 3地先まで	旧	5.2～ 8.4	151.8
				新	6.1～ 20.4	151.8

## 公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎市宮田町3番46号
- (3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するための施設

## 2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
- (3) 施設の維持及び保全に関する業務
- (4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則（平成13年宮崎県規則第71号）第9条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年宮崎県条例第9号）の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に合った運営が行われること。
- (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

## 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番 1

<p>号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7040</p> <p>(2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 令和2年7月27日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立芸術劇場の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>令和2年7月6日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 県立芸術劇場（以下「劇場」という。）</p> <p>(2) 所在地 宮崎市船塚3丁目 210番地</p> <p>(3) 設置目的 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与するための施設</p> <p>2 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 劇場の利用に関する業務</p> <p>(2) 劇場（敷地を含む。）の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 宮崎国際音楽祭に関する業務</p> <p>(4) 県民文化振興事業（一般公演、自主企画制作公演、教育普及及び芸術文化発信の各事業）に関する業務</p> <p>(5) その他県立芸術劇場指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び県立芸術劇場管理規則（平成5年宮崎県規則第47号）第19条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けてい</p>	<p>ないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税に滞納がないこと。</p> <p>(9) 劇場の管理運営に必要な法令上の許可を受け、又は受ける見込みであること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されていること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が、劇場の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容が、管理運営等に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力を有すること。</p> <p>(5) 県民文化振興事業の企画及び実施能力を有すること。</p> <p>(6) 事業計画を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理運営能力を有すること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立芸術劇場指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7117</p> <p>(2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 令和2年7月22日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2</p>
--	--

の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター

(2) 所在地 宮崎市原町 2 番 22 号

(3) 設置目的

① 宮崎県福祉総合センター

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設

② 県立母子・父子福祉センター

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 39 条に規定する母子・父子福祉センター

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務

(2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの維持管理業務

(3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務

(4) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第 10 条の 4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 89 号）第 14 条及び県立母子・父子福祉センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 90 号）第 7 条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条第 1 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。

(10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。（兼務可）

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7075

(2) 配布期間 令和 2 年 7 月 6 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和 2 年 7 月 16 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森

<p>(2) 所在地 宮崎市高岡町紙屋字赤木 9 番地 1</p> <p>(3) 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設</p> <p>2 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 施設の維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務</p> <p>(4) その他上記に付随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第 10 条の 4 及び宮崎県諸県有林共に学ぶ森管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 84 号）第 12 条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 「宮崎県諸県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容等が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容等が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。</p>	<p>(4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県諸県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7160</p> <p>(2) 配布期間 令和 2 年 7 月 6 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 令和 2 年 8 月 11 日から令和 2 年 9 月 7 日まで（土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>令和 2 年 7 月 6 日 宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森</p> <p>(2) 所在地 小林市細野字山中之前 5739 番地 14</p> <p>(3) 設置目的 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設</p> <p>2 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 施設の維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務</p> <p>(4) その他上記に付随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第 10 条の 4 及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 83 号）第 14 条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法</p>
--	---

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

#### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。
  - ア 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的及び適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。
  - イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

#### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容等が、地域への貢献等を図るものであること。

#### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。

#### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室宮営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10

番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160

- (2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

#### 10 指定管理者指定申請書の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和2年8月11日から令和2年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

#### 11 指定管理者指定申請書の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室宮営林担当

#### 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
- (2) 所在地 児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
- (3) 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設

#### 2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

#### 3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 県民を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

#### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理規則（平成20年宮崎県規則第35号）第12条に規定する管理の基準による。

#### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

#### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

<p>(5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 次の条件を満たすことができること。</p> <p>ア 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対する指導や助言、説明等を適切に実施するための、森林インストラクター、樹木医、ネイチャーゲームインストラクター等のいずれかの資格を有する者又は指定期間の始期までに取得できる者を確保すること。</p> <p>イ 施設内の森林、歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事する者が、刈払機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等の受講者又は指定期間の始期までに受講する者であること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 地域への貢献等が図られていること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法</p> <p>提出された指定管理者指定申請書、宮崎県川南遊学の森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7153</p> <p>(2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 令和2年8月11日から令和2年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊か</p>	<p>な森林づくり担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>令和2年7月6日 宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。以下「森とのふれあい施設」という。）</p> <p>(2) 所在地 東臼杵郡美郷町西郷田1561番地1</p> <p>(3) 設置目的 林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設</p> <p>2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 施設の維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 森林・林業に関する知識修得や森とのふれあいのための研修に関する業務</p> <p>(4) その他上記に附随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県林業技術センター管理規則（平成4年宮崎県規則第9号）第12条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有し、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者においては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者においては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p>
---	--



(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 「宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

#### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画の内容が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有する者であること。

(5) 地域への貢献等が図られていること。

#### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後、県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

#### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

##### (1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7154

イ 宮崎県林業技術センター管理・林業大学校研修課 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1 郵便番号 883-1101 電話番号0982 (66) 2888

(2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 令和2年8月11日から令和2年9月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当

#### 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザピースタウン  
宮崎市下北方町平田 903番地3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島県鹿児島市中町10番15号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

#### 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一

鹿児島県鹿児島市中町10番15号

イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島県鹿児島市中町10番15号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 今村紘一

鹿児島県鹿児島市中町10番15号

イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後) 株式会社山形屋ストア 代表取締役 原田清量

鹿児島県鹿児島市中町10番15号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

#### 4 変更の年月日

平成25年5月21日（株式会社山形屋ストア）

平成26年5月22日（イオン九州株式会社）

#### 5 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

#### 6 届出年月日

令和2年6月23日

#### 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

#### 8 意見書の提出先及び期間

##### (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

##### (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

#### 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン都城ショッピングセンター  
都城市早鈴町1990番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
 株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏  
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1  
 株式会社コックス 代表取締役 池内清和  
 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号  
 クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 森崎郁夫  
 大分県中津市新博多町1723番地の1  
 有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子  
 都城市中町13街区1号  
 鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文  
 都城市今町7513番地  
 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二  
 東京都杉並区西荻北二丁目28番7号  
 株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘  
 佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号  
 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛  
 都城市上町6街区8号  
 株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子  
 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号  
 株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作  
 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号  
 株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎

- 宮崎市柳丸町 156番地 1  
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目7番1号  
株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋勝代  
宮崎市橘通東三丁目5番24号  
ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治  
鹿児島県鹿屋市札元一丁目15番28号  
株式会社多津屋 代表取締役 松田祥吾  
長崎県長崎市浜町4番4号  
株式会社サガマツ 代表取締役 貞松隆弥  
長崎県大村市本町 458番地 9  
株式会社ワールドリビングスタイル 代表取締役 西川信一  
東京都目黒区中目黒一丁目8番1号  
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典  
愛知県名古屋市名東区上社一丁目 901番地  
株式会社オンワード樫山 代表取締役 馬場昭典  
東京都中央区京橋一丁目7番1号  
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号  
株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠  
北海道札幌市東区北二十五条東十四丁目3番8号  
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
東京都豊島区西池袋一丁目15番7号  
株式会社アイ・ティー・ケイ 代表取締役 木野正則  
都城市太郎坊町7752番地1  
株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志  
高知県高知市本町四丁目1番16号  
中川貴  
都城市蓑原町1880番地1  
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実  
東京都渋谷区神南一丁目11番5号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
有限会社パレス宮崎 代表取締役 松山順一  
都城市上東町5号7番  
有限会社アイアイ企画 代表取締役 美濃田浩  
熊本県下益城郡美里町坂貫 227番地  
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
株式会社スタイルフォース 代表取締役 長元明  
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1  
株式会社コックス 代表取締役 寺脇栄一  
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号  
鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文  
都城市今町7513番地  
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野禄太郎  
東京都中央区築地四丁目1番1号  
有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛  
都城市上町6街区8号

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 吉田明夫  
宮崎市吉村町北原甲1435番地11  
株式会社テツカ 代表取締役 山田奈津子  
宮崎市港東一丁目7番1号  
ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治  
鹿児島県鹿屋市礼元一丁目15番28号  
株式会社多津屋 代表取締役 松田照美  
長崎県長崎市浜町4番4号  
株式会社サダマツ 代表取締役 貞松隆弥  
東京都目黒区中目黒二丁目6番20号  
株式会社ワンズテラス 代表取締役 西川信一  
東京都港区北青山三丁目5番10号  
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典  
愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地  
株式会社オンワード樫山 代表取締役 鈴木恒則  
東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号  
株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠  
北海道札幌市東区北二十五条東十四丁目3番8号  
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階  
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田宏幸  
高知県高知市本町四丁目1番16号  
株式会社KAOMISEFAMILY 代表取締役 中川貴  
都城市蓑原町1880番地1  
株式会社エーピーシー・マート 代表取締役 野口実  
東京都渋谷区神南一丁目11番5号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
有限会社アイアイ企画 代表取締役 美濃田浩  
都城市乙房町1989番地1  
株式会社ブリーツ 代表取締役 池頭浩隆  
鹿児島県鹿児島市吉野二丁目36番17号  
株式会社エイティー今藤 代表取締役 今藤尚一  
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 186番地

## 4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月22日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年12月5日

## 5 変更する理由

設置者の代表者及び小売業者の変更のため

## 6 届出年月日

令和2年6月23日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン延岡ショッピングセンター

延岡市旭町2丁目2番地1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社パスポート 代表取締役 水野純  
東京都品川区西五反田七丁目22番17号T O C 10 F  
株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締役 安井武昌

大阪府大阪市中央区備後町三丁目1番6号

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎

宮崎市柳丸町 156番地1

株式会社如水庵 代表取締役 森桃次郎

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目24番10号

有限会社エム・ケイ企画 代表取締役 栗山誠

北海道札幌市東区北二十五条東十四丁目3番8号  
 有限会社フクヤ 代表取締役 國方鷹雄  
 延岡市栄町6番地の2  
 株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作  
 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号  
 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年  
 東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号  
 株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一  
 宮崎市港東一丁目7番1号  
 株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎  
 東京都品川区大崎一丁目6番1号  
 株式会社鈴丹 代表取締役 吉田馨  
 愛知県名古屋市中区昭和区広路通二丁目5番地  
 株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口幸敏  
 長崎県長崎市文教町8番2号  
 株式会社三城 代表取締役 中尾文彦  
 東京都中央区銀座一丁目7番7号  
 株式会社三貴 代表取締役 木村和巨  
 東京都文京区向丘一丁目16番24号  
 株式会社さが美 代表取締役 小野山晴夫  
 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号  
 株式会社虎屋 代表取締役 上田耕市  
 延岡市幸町一丁目20番地  
 株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢  
 宏  
 東京都八王子市八日町1番11号  
 有限会社フラワーショップ花芳 代表取締役 富  
 岡悦子  
 延岡市昭和町一丁目18番地18号  
 クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役  
 森崎邦雄  
 大分県中津市新博多町1723番地の1  
 株式会社中島スポーツ 代表取締役 中島宏一郎  
 延岡市安賀多町二丁目5番地8  
 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久  
 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号  
 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
 山口県山口市佐山 717番地1  
 有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子  
 都城市中町13街区1号  
 株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野  
 口実  
 東京都渋谷区神南一丁目11番5号  
 株式会社グリーンハウスフーズ 代表取締役 田  
 沼千秋  
 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号  
 株式会社リョーユーパン 代表取締役 北村俊策  
 福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号  
 合資会社りんれつ 代表社員 日高聡  
 大分県大分市明野北二丁目5番17号  
 分鉄開発株式会社 代表取締役 森勝之  
 大分県大分市大道一丁目5番6号  
 株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志  
 高知県高知市本町四丁目1番16号

株式会社三愛 代表取締役 村上清治  
 東京都中央区銀座五丁目7番2号  
 株式会社オンワード樫山 代表取締役 馬場昭典  
 東京都中央区京橋一丁目7番1号  
 エス・ケイコーポレーション株式会社 代表取締  
 役 野口勝義  
 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目20番1号  
 株式会社キング 代表取締役 山田幸雄  
 京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1  
 株式会社ワコール 代表取締役 安原弘展  
 京都府京都市南区吉祥院中島町29番地  
 有限会社イング 代表取締役 平崎茂広  
 延岡市瀬之口町一丁目5番地2  
 株式会社パルバージョン 代表取締役 井上治  
 宮崎市大淀四丁目6番28号  
 有限会社コーナーショップ 取締役 出先智子  
 延岡市山下町一丁目3番地3  
 有限会社みくつ商事 代表取締役 御沓峯子  
 日向市大字財光寺 376番地8  
 株式会社ベベ 代表取締役 岡本吉史  
 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2  
 三起商行株式会社 代表取締役 木村久一  
 大阪府大阪市八尾市若林町一丁目76番2号  
 有限会社キリンドウグループ 代表取締役 治田  
 俊夫  
 日向市高砂町68番地2  
 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努  
 東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
 有限会社ビズ・カンパニー 代表取締役 陳必正  
 宮城県塩竈市本町5番23号  
 株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役  
 田泰夫  
 千葉県香取市小見川 798番地  
 有限会社プリーズファクトリー 代表取締役 森  
 永一誠  
 福岡県福岡市南区日佐四丁目23番31号  
 有限会社Blake 代表取締役 中西治郎  
 福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋 686-2  
 株式会社西村一新堂 代表取締役 西村一  
 日向市上町15番4号  
 株式会社ストーンマーケット 代表取締役 中村  
 泰二郎  
 福岡県福岡市中央区港二丁目11番4号  
 株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人  
 福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号  
 株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
 東京都豊島区西池袋一丁目15番7号  
 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目9番11号  
 株式会社HAPiNS 代表取締役 柘植圭介  
 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
 株式会社オッジ・インターナショナル 代表取締  
 役 辰己貴義  
 大阪府大阪市中央区備後町三丁目1番6号

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 吉田明夫  
宮崎市吉村町北原甲1435番地11  
株式会社如水庵 代表取締役 森正俊  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目19番29号  
株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠  
北海道札幌市東区北二十五条東十四丁目3番8号  
有限会社フクヤ 代表取締役 國方鷹雄  
延岡市栄町6番地の2  
株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作  
福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号  
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号  
株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目7番1号  
株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口正憲  
長崎県長崎市文教町8番2号  
株式会社三城 代表取締役 澤田将広  
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢宏  
東京都八王子市八日町1番11号  
有限会社フラワーショップ花芳 代表取締役 富岡優子  
延岡市昭和町一丁目18番地18  
株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地1  
有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子  
都城市中町13街区1号  
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実  
東京都渋谷区神南一丁目11番5号  
株式会社グリーンハウスフーズ 代表取締役 田沼千秋  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社リョーユーパン 代表取締役 荒木毅彦  
福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号  
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田宏幸  
高知県高知市本町四丁目1番16号  
株式会社オンワード樞山 代表取締役 鈴木恒則  
東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
株式会社キング 代表取締役 長島希吉  
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1  
有限会社イング 代表取締役 平崎茂広  
延岡市瀬之口町一丁目5番地2  
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治  
宮崎市大淀四丁目6番28号  
有限会社コーナーショップ 代表取締役 出先智子  
延岡市南一ヶ岡三丁目15番8号  
株式会社べべ 代表取締役 北田正喜

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番2  
株式会社ミキハウストレード 代表取締役 木村隆一  
大阪府八尾市大窪 936  
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努  
東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
有限会社ビズ・カンパニー 代表取締役 陳必正  
宮城県多賀城市桜木三丁目4番1号  
株式会社ハピネス・アンド・デイ 代表取締役 田篤史  
東京都中央区銀座一丁目16番1号  
有限会社Blake 代表取締役 中西治郎  
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋 686-2  
株式会社西村一新堂 代表取締役 西村久  
日向市上町15番4号  
株式会社ストーンマーケット 代表取締役 中村泰二郎  
福岡県福岡市中央区港二丁目11番4号  
株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人  
福岡県福岡市中央区今泉一丁目16番20号  
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階  
マツオインターナショナル株式会社 代表取締役 松尾憲久  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目20番10号  
アイリン株式会社 代表取締役 林憲志  
愛知県名古屋北区水草町一丁目34番地  
株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 石川康晴  
岡山県岡山市北区幸町2番8号  
株式会社日本さきの 代表取締役 高橋賢一  
大分県別府市大字鶴見字中野 500番地32  
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典  
愛知県名古屋名東区上社一丁目 901番地  
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 渡辺裕明  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号  
株式会社菊屋 代表取締役 齋藤治雄  
大分県由布市挾間町赤野字向ノ山 740番地  
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫  
東京都世田谷区代田二丁目31番8号  
株式会社セリア 代表取締役 河合映治  
岐阜県大垣市外洲二丁目38番地

## 4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年12月5日

## 5 変更する理由

設置者の代表者及び小売業者の変更のため

<p>6 届出年月日 令和2年6月23日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和2年7月6日から令和2年11月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年7月6日から令和2年11月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和2年7月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイド出北店 延岡市出北四丁目103番3 外3筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年5月22日</p> <p>5 変更する理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日</p>	<p>令和2年6月23日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和2年7月6日から令和2年11月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年7月6日から令和2年11月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和2年7月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サウスタウンショッピングセンター 日向市財光寺字沖の原 953番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄太 宮崎市佐土原町下田島7737番地</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄太 宮崎市佐土原町下田島7737番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 株式会社永野 代表取締役 永野雄造 宮崎市佐土原町大字下田島9665番地</p>
---	---

株式会社ミドリ薬品 代表取締役社長 百崎文弘  
鹿児島県鹿児島市東開町5番地12

株式会社明林堂書店 代表取締役社長 林新太郎  
大分県別府市山の手町15番15号

株式会社キタムラ 代表取締役社長 武川泉  
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号

株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝  
熊本県熊本市水前寺六丁目1番38号

株式会社ユアーズコメヤ 代表取締役 河野正則  
延岡市中央通一丁目4番5号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社永野 代表取締役 永野雄太  
宮崎市佐土原町下田島7737番地

株式会社明林堂書店 代表取締役 宮脇範次  
大分県別府市山の手町15番15号

株式会社キタムラ 代表取締役 浜田宏幸  
高知県高知市本町四丁目1番16号

株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝  
熊本県熊本市水前寺六丁目1番38号

株式会社タカヤマ 代表取締役 高山幸長  
東諸県郡国富町大字木脇 852番地 1

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野  
口実  
東京都渋谷区神南一丁目11番5号

#### 4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月22日 (イオン九州株式会社)

平成24年8月29日及び平成26年8月26日 (株式会社永野)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年8月26日

#### 5 変更する理由

設置者の代表者及び住所並びに小売業者の変更のため

#### 6 届出年月日

令和2年6月23日

#### 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

#### 8 意見書の提出先及び期間

##### (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

##### (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

#### 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高鍋ショッピングセンター

児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前2100番地の31 外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

#### 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社永野 代表取締役 永野雄造

宮崎市佐土原町大字下田島9665番地

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社永野 代表取締役 永野雄太

宮崎市佐土原町下田島7737番地

#### 4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年8月26日

#### 5 変更する理由

設置者の代表者並びに小売業者の代表者及び住所の変更のため

#### 6 届出年月日

令和2年6月23日

#### 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

#### 8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間  
令和2年7月6日から令和2年11月6日まで

9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。以下「県立農業大学校農業総合研修センター」という。）及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

名称	県立農業大学校農業総合研修センター	宮崎県農業科学公園
所在地	児湯郡高鍋町大字持田5732	
設置目的	優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修のための施設	県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資するための施設

2 指定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 県立農業大学校農業総合研修センターの利用に関する業務
  - (2) 県立農業大学校農業総合研修センターにおける研修の実施に関する業務
  - (3) 県立農業大学校農業総合研修センターの維持及び保全に関する業務
  - (4) 宮崎県農業科学公園の利用に関する業務
  - (5) 宮崎県農業科学公園の維持及び保全に関する業務
  - (6) その他管理運営に必要な業務

- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第10条の4及び次に掲げる基準による。
- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な施設の管理運営を行うこと。
  - (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - (3) 施設の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
  - (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
  - (5) その他知事が必要と認める基準

5 指定管理者の指定方法

- 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - (3) 事業計画書の内容が、施設の認知度向上や農業、自然の豊かさを体験できるものであること。
  - (4) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
  - (5) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
  - (6) 施設の運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。
- 8 指定管理候補者の選定方法  
提出された指定管理者指定申請書、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室担い手確保担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7124
  - (2) 配布期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間



- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 令和2年8月20日から令和2年9月7日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県農政水産部農業経営支援課農業担い手対策室担い手確保担当
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

## 人事委員会公告

令和2年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び令和2年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

令和2年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年7月6日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第2号

令和3年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和2年7月6日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

令和3年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

#### 1 募集人員

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人(男子20人、女子20人)
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

#### 2 応募資格

令和3年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

#### 3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和3年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。

#### 4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果

を資料として行う。

#### 5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

##### ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)

電話番号 0985(24)3122

##### イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番地2号)

電話番号 0982(33)4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)

電話番号 0985(48)1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)

電話番号 0986(23)0223

#### 6 日程

- (1) 入学者選抜検査

令和3年1月16日(土)

- (2) 入学者選抜の結果通知の投函

令和3年1月20日(水)

#### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--